

みちのくEMS取得企業の皆様へ

コロナ禍における「みちのくEMS」審査について

(1) 感染予防のための措置

皆様ご存知のように、予防措置として最も有効なのは「人と人との接触機会の低減」です。そして、どうしても直接的に面談が必要な場合には、「3密の回避」、「換気やソーシャルディスタンスの確保」、「マスクやシールドによる防護」、「消毒や殺菌・滅菌」により感染の予防を図る必要があります。

1) 今後の状況を踏まえて

本年のコロナ禍に於いては、一時的に中断しておりました「みちのくEMS」の審査をはじめとする業務も、関係者の皆様のお陰を持ちまして7月より再開することが出来、現在のところ順調に推移しております。しかし、このところの「第三波」とみられる感染拡大の傾向は治まりを見せず、今後、再度の業務中止も考えられる事態となっております。

つきましては業務を継続するためのガイドラインを以下に示して、クライアント及び審査員の感染防止に向けた指針にしていきたいと思います。審査業務に於けるクライアント側の社内環境や感染予防対策等については、各担当審査員が最も把握していると思いますので、其々の担当審査員が以下の「予防対策ガイドライン」から適宜、適切なものをお客様に提案するようにと考えております。みちのくEMS取得企業の皆様には何卒、ご理解を賜り、ご協力をお願い申し上げる次第です。

(2) 予防対策ガイドライン

1) 接触機会（時間）の低減

- ① 直接的な面談をWeb会議（リモートアクセス）により代替する
（クライアント側の環境が整備されており、希望する場合）
- ② 書類や帳票類など審査に必要なものを電磁的な方法で提示
リモート審査の場合はもとより直接面談の審査においても出来るだけ利用して、審査時間の圧縮に努める
- ③ クライアント側の感染予防対策が十分と考えられる場合でも接触時間を出来るだけ短くする

2) 接触時の感染予防対策

① 「3密の回避・ソーシャルディスタンスの確保」

審査・面談時の人員と部屋の広さが適切か、クライアント側で場所の確保が可能かどうかを相談、場合によっては事務局会議室の利用も可能

② 「換気及びマスクやシールドによる防護対策」

審査時の換気（1回/30分）や保護具等による対策をお願いする

③ 「消毒や殺菌・滅菌」

入退室時の消毒等についてもお願いする

尚、以上の予防対策につきましては厚生労働省ホームページの

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

(事業主向け) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf> ご参照下さい。

(3) 審査及びコンサルにおけるキャンセル料の取り扱いについて

審査及びコンサルの実施における何らかの懸念が生じた場合は、何卒速やかに事前に事務局及び担当審査員へご連絡下さいます様、お願いいたします。

直前の変更及びキャンセルについては、以下のとおりキャンセル料が発生いたします。ご理解賜ります様お願い申し上げます。

1) 前日までの場合

2日前まではキャンセル料金は免除

1日前はキャンセル料として1時間分の労務費

2) 当日の場合

①出発前 2時間分の労務費

②出発後 ” + 審査員への交通費